

日露講和條約御批准ノ件  
 戒嚴解止ノ件  
 會議筆記

(長崎・佐世保  
 支店)

明治三十八年十月四日  
 正

国立公文書館  
 利用上の注意

本館は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解され、著作権上の問題が生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

15-8

④ D 220

樞密院會議筆記

日露講和條約御批准  
戒嚴解止ノ件

明治三十八年十月四日午前十時五十分開議  
聖上臨御被為在

出席員

議長

伊藤議長

副議長

東久世副議長

大臣

桂 總理大臣 六番

山本海軍大臣 七番

曾禰大藏大臣 九番

小村外務大臣 十番

波多野司法大臣 十二番

大浦逋信大臣 十三番

久保田文部大臣 十四番

顧問官

佐々木顧問官 廿一番

海江田顧問官 廿四番

細川顧問官 廿五番

河瀬顧問官 廿六番

中牟田顧問官 廿七番

大鳥顧問官 廿八番

九鬼顧問官 廿九番

高崎顧問官 三十番

杉 顧問官 卅一番

蜂須賀顧問官 卅二番

伊東顧問官 卅四番

岩倉顧問官 卅五番

野村顧問官 卅六番

秘 陽

林 顧問官 卅七番

黒田 顧問官 卅八番

西 顧問官 卅九番

青木 顧問官 四十番

缺席員

皇族

嘉仁親王 一番

貞愛親王 二番

威仁親王 三番

載仁親王 四番

大臣

依仁親王 五番

清浦農商務大臣 八番

寺内陸軍大臣 十一番

顧問官

山縣顧問官 十七番

松方顧問官 十八番

樺山顧問官 十九番

福岡顧問官 二十番

尾崎顧問官 廿二番

機密

田中顧問官

廿三番

高島顧問官

卅三番

税所顧問官

四十一番

委員

珍田外務次官

松井政務局長心得

報告員

都筑書記官長

書記官

穂積書記官

河村書記官

柴田書記官

議長(伊藤) 日露講和條約御批准ノ件會議ヲ開

ク本件議事ハ讀會ヲ省略セムト欲ス諸君ノ

御意見ヲ承リタシ御異議ナキニ依リ讀會ヲ

省略スルコトトス

(河村書記官朗讀)

議長(伊藤) 唯今書記官ヲシテ朗讀セシメ夕  
 日露講和條約及追加約款ハ事極メテ重大  
 ルヲ以テ議長自ラ報告ノ任ニ當ルコトトセ  
 リ御承知ノ通昨年以來十八箇月ノ永キニ互  
 ル戰爭ヲ終局セシムル條約ニシテ此ノ戰爭  
 ノ為ニハ數十萬ノ軍隊ヲ犠牲ニ供シ十有餘  
 億圓ノ金額ヲ費シ遂ニ戰鬥ノ何レノ日ニ息  
 ムカハ殆ト豫測スル能ハサル形勢ナリシニ  
 米國大統領ノ發意ニ依リ日露兩國ニ勸告ニ  
 講和談判ヲ開始スルコトトナリ其ノ結果本

條約ノ締結ヲ見ルニ至レリ此ノ條約ハ前古  
 比類ナキ關係ヲ生スル條約ニシテ事體極メ  
 テ重大ナルヲ以テ議長自カラ報告ノ任ニ當  
 リタリ

講和談判ニ付テハ内閣ニ於テ充分審議ヲ盡  
 カレ而シテ至尊ノ御裁可ヲ得テ全權委員派  
 遣前ニ夫レ夫レ相當ナル訓令ヲ與ヘラレタ  
 ルコトト樞密院ニ於テハ見サルヘカラス而  
 シテ全權委員ハ大命ヲ畏ニ談判ノ對手ニ對  
 シ身力ノ限リヲ盡シ折衝ヲ遂ケタルモノト

見サレハカラス然ルニ此ノ條約ニ付テハ由  
スマテモナク國論ハ鼎沸ノ勢ヲ呈シタリ  
長ハ諸君ト共ニ静ニ開戦以來ノ状況ヲ熟察  
シ本條約ニ對スル御批准ニ付キ賛否ヲ決シ  
茲ニ君前ニ於テ聖慮ヲ安ニ奉ルノ手段ヲ執  
ラサルヘカラスト思料ス此ノ條約ニ付テハ  
批評百端ナリ世間ノ批評議論ハ固ヨリ之ヲ  
度外視スル譯ニハアラサレトモ樞密院ノ議  
事ハ至尊腹心ノ議事ナリ世間ノ議論ト何等  
關聯スル所ナク衆議院ノ如キトハ大ニ性質

ヲ異ニシ重大ナル事件ニ付宸斷ヲ決セラ  
ルニ方リ輔翼ニ奉ル所アルヘキモノニシテ  
之我々ノ職分ナリ宸斷セララルニ方リ赤心  
ヲ盡シ思召ニ叶フ様ニスルコト我々ノ職責  
ナリ熟ク思フニ世間ノ議論紛々タル中ニ於  
テ樞密院ハ静ニ考量シテ談判ニハ對手國ノ  
アルコトナレハ本條約ノ締結ニ付テハ全權  
委員ノ命ヲ奉シタル者カ身力ノ限リヲ盡シ  
タルモノト見サルヘカラス敵國ハ滿洲ノ野  
ニ於テコソ敗レタルモ尚ホ戦争ヲ繼續スル



ノ力アリ又敵國ハ戦ニ敗レタルモ未タ降ヲ  
請ヒ和ヲ請ヒタルモノニアラス世界ノ状況  
・鑑ミ講和談判ノ開始ニ同意シタルモノナ  
ルヲ以テ我全權委員ハ身力ノ限リヲ盡シテ  
折衝ノ任ニ當リタルモ其ノ結果對手國ハ我  
要求ノ總テヲ容レサリシハ事實ナリ政府ノ  
見ル所ト世上無責任ノ議論トハ固ヨリ符合  
スルコト難シ全權委員ニ於テ身力ヲ盡スモ  
結局妥協スル能ハサル場合ニ於テハ政府ハ  
此ノ條約ヲ以テ終局ヲ告クハキヤ將又談判

ヲ破裂セシムヘキヤ若シ談判不調ニ歸シタ  
ルトキハ將來何レノ日ニ於テ戦争ノ終局ヲ  
告クハキヤ殆トト豫期シ能ハサル形勢ナリ  
ト信ス此ク國家ノ安危ヲ一斷ノ下ニ決スヘ  
キ際ニ處シテ政府ハ危道ヲ避ケ安全ノ道ヲ  
取り咄嗟ノ間ニ議ヲ定メ責任ヲ負ヒ此ノ上  
數萬ノ人命ヲ損シ十數億ノ軍費ヲ費サニヨ  
リハ人道ノ上及社稷國家ノ利害ヨリ打算ニ  
テ議ヲ決セラレ今日本條約ノ御批准ヲ奏請  
セラレタルコトト樞密院ハ見サルヘカラス

本件ハ極メテ重大ナルヲ以テ諸君モ至尊ト  
國家ノ憂ヲ分タルル御考ニテ充分講究セラ  
レタルコトト思料ス議長ハ細目ニ涉ルヨリ  
ハ大體ニ付開戦以來ノ總テノ状況ニ照シテ  
御諮詢ニ答ヘ奉ル方可ナルヘシト信シ意見  
ヲ陳述シタル次第ナリ御議論御質問ノ點ア  
ラハ當局大臣モ出席セラレ居ル故随意ニ為  
サレテ可ナリ御考慮ノ上決定アラシコトヲ  
偏ニ希望ス

議長(伊藤) 各位ニ於テ御意見ヲ述ヘラルル必  
要ナク又御質問ナクハ採決ス御批准セラル  
ヘキモノト認メラルル諸君ノ起立ヲ請フ

(全會一致)

議長(伊藤) 全會一致ヲ以テ賛成セラレタリ

(河村書記官朗讀)

御批准案

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本  
國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ホー  
ツマス(ニユー・ハム・フシヤ州)ニ於テ帝國全權委

員及露國全權委員ノ記名調印ニタル講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百六十五年明治三十八年 月 日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣

議長(伊藤) 之モ御意見ナクハ別ニ起立ニ問ハ  
ス可決ト認ム

○  
議長(伊藤) 戒嚴解止ノ件會議ヲ開ク本件モ御  
意見ナクハ讀會ヲ省略ス

(河村書記官朗讀)

勅令第 號